

種子島税務署からのお知らせ

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

- 1 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイスを交付する事業者となるには**事前に登録申請が必要**です。
- 2 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- 3 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。（e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です）
- 4 インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル0120-205-553（無料）】
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）



離島門隊
Ritou Shyuen Tai
タナガシマ
ISLAND SOLDIERS

**登録申請は
お早目に!!**

種子島税務署（電話0997 - 22 - 0440）※自動音声案内

